

# 第35号議案

令和3年9月29日  
任用給与課

東京都人事委員会規則等の一部改正について（任用関係、給与関係）

標記の件について、下記Ⅰの東京都人事委員会規則については、別添1のとおり一部改正し、施行する。

また、下記Ⅱの東京都規則の一部改正については申請（別添2）のとおり承認する。

## 記

### Ⅰ 東京都人事委員会規則の一部改正（別添1）

- 1 職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則
- 2 会計年度任用職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

### Ⅱ 東京都規則の一部改正（別添2）

- 1 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 2 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 3 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

## I 東京都人事委員会規則の一部改正

### 1 職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

職員のサービスの宣誓に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
<b>人事記録の種類</b> 第3条第6号	【手続のシステム化に伴う規定の見直し】 ○ 「署名」→「提出」  【文言整備】 ○ 「第2条」→「第2条第1項」
<b>施行期日</b> 附則	公布の日（令和3年10月20日予定）

### 2 会計年度任用職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

「I」の「1」と同様の改正を行う。

## II 東京都規則の一部改正

### 1 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 該 当 条 文	内 容					
<p><b>防疫等業務手当に関する措置</b>            本体附則第2項            第3号（新設）</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の特例】</p> <p>○ 防疫等業務手当の特例について支給範囲と手当額を追加</p> <table border="1" data-bbox="485 539 1461 880"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 539 1166 613">支給範囲</th> <th data-bbox="1166 539 1461 613">手当額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 613 1166 880"> <p>&lt;対象&gt;                福祉保健局又は病院経営本部に所属する歯科医師、                臨床検査技師又は救急救命士</p> <p>&lt;業務内容&gt;                新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う業                務で総務局長が指定するもの</p> </td> <td data-bbox="1166 613 1461 880"> <p>3,000 円</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>【文言整備】</p> <p>○ 「別表3の部（1）の項」→「別表3の項」</p>		支給範囲	手当額 (月額)	<p>&lt;対象&gt;                福祉保健局又は病院経営本部に所属する歯科医師、                臨床検査技師又は救急救命士</p> <p>&lt;業務内容&gt;                新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う業                務で総務局長が指定するもの</p>	<p>3,000 円</p>
支給範囲	手当額 (月額)					
<p>&lt;対象&gt;                福祉保健局又は病院経営本部に所属する歯科医師、                臨床検査技師又は救急救命士</p> <p>&lt;業務内容&gt;                新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う業                務で総務局長が指定するもの</p>	<p>3,000 円</p>					
<p><b>支給方法に関する措置</b>            本体附則第3項</p>	<p>【特殊勤務手当不支給となる職員の特例】</p> <p>○ 給料の調整額を受ける職員が本体附則第2項第3号に該当する業務に従事した場合は特殊勤務手当を支給</p> <p>※ 想定される給料の調整額を受ける職員            健康安全研究センターで研究業務に従事する職員            月額 1,600 円～3,500 円</p>					
<p><b>施行期日</b>            附則</p>	<p>公布の日（令和3年10月20日予定）            ただし、令和3年6月12日から適用</p>					

## 2 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
<b>特別救助手当</b> 別表 13 (2)	<p>【災害対策基本法の一部改正に伴う文言整備】</p> <p>(現 行)「<u>避難勧告</u>、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(改正後)「避難指示、立入禁止、退去命令等の措置」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】災害対策基本法等の一部を改正する法律 (令和3年5月10日公布、令和3年5月20日施行)</p> <p>内容：災害時における円滑かつ迅速な避難の確保等を図る目的で、 「避難勧告、避難指示」が「避難指示」に一本化</p> </div>
<b>施行期日</b> 附則第1項	公布の日（令和3年10月20日予定）
<b>経過措置</b> 附則第2項	施行日前に従事した業務について施行日以後に支給する場合 → 従前の例による

## 3 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

救出救助手当について、「Ⅱ」の「2」と同様の改正を行う。

令和 3 年 9 月 24 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池 百合子

(公印省略)

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

標記の件について、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 9 年東京都条例第 12 号）の一部改正に伴い、下記のとおり規則を改正する必要があるため、改正後の同条例第 6 条第 2 項、第 45 条及び附則第 3 項の規定に基づき承認方申請します。

記

1 改正する規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 9 年東京都規則第 51 号）

2 改正案文

別紙のとおり

東京都人事委員会 殿

東京都知事  
小池 百合子  
(公印省略)

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について (申請)

標記の件について、下記のとおり改正を行う必要があるため、警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例 (平成 9 年東京都条例第 44 号) 第 29 条の規定に基づき承認方申請します。

記

1 改正する規則

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則 (平成 9 年東京都規則第 52 号)

2 改正理由

災害対策基本法等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 30 号) の施行による災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) の改正に伴い、規定を整備する必要があるため

3 改正案文

別紙のとおり

3 東消人職第 6 5 3 号  
令和 3 年 9 月 2 4 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事  
小池百合子  
( 公 印 省 略 )

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について  
(申請)

標記の件について、下記のとおり東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成9年東京都規則第53号)を改正する必要があるので、東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例(平成9年東京都条例第47号)第21条の規定に基づき、承認方申請します。

#### 記

- 1 改正する規則  
東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成9年東京都規則第53号)
- 2 改正案文  
別紙のとおり

# 規則改正案文一覧

## ～ 目次 ～

### I 東京都人事委員会規則の一部改正

- 1 職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 会計年度任用職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則（3頁）



職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年 月 日

東京都人事委員会

● 東京都人事委員会規則第 号

職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

職員の人事記録に関する規則（昭和三十六年東京都人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「第二条」を「第二条第一項」に、「署名」を「提出」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

会計年度任用職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年 月 日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

会計年度任用職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の人事記録に関する規則（平成二十七年東京都人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「署名」を「提出」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 規則改正案文一覧

## ～ 目 次 ～

### II 東京都規則の一部改正

- 1 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（3頁）
- 3 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（4頁）

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十一号）  
の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和三年東京都条例第五十号」を「令和三年東京都条例第●●号」に、  
「別表3の部(1)の項」を「別表3の項」に改め、同項に次の一号を加える。

三 福祉保健局又は病院経営本部に所属する歯科医師、臨床検査技師又は救急救命士  
が、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う業務であつて総務局長が指定  
するものに従事したとき。 日額 三千円

附則第三項中「前項第一号及び第二号」を「前項各号」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都職員の特殊勤務手  
当に関する条例施行規則の規定は、令和三年六月十二日から適用する。

警視庁職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
警視庁職員の特種勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十  
二号）の一部を次のように改正する。

別表13の部(2)の項中「、避難勧告」を削る。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この規則による改正  
前の警視庁職員の特種勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事  
したことにより支給することとなった特種勤務手当で、施行日以後に支給する  
ものについては、なお従前の例による。

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表 5 の項支給範囲の欄中「、避難勧告」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この規則による改正前の東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことに  
より支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、  
なお従前の例による。

# 新 旧 対 照 表 一 覧

## ～ 目 次 ～

- 1 職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 会計年度任用職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則（3頁）
- 3 東京都職員の特務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（4頁）
- 4 警視庁職員の特務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（5頁）
- 5 東京消防庁職員の特務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（6頁）

職員の人事記録に関する規則(昭和三十六年東京都人事委員会規則第五号)

新旧対照表(抄)

改正案	現行
<p>第一条及び第二条 (現行のとおり) (人事記録の種類)</p> <p>第三条 (現行のとおり)</p> <p>一から五まで (現行のとおり)</p> <p>六 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和二十六年東京都条例第十 五号)第二条第一項の規定により職員が提出した宣誓書</p> <p>七から十一まで (現行のとおり)</p> <p>第四条から第十条まで (現行のとおり)</p>	<p>第一条及び第二条 (略)</p> <p>(人事記録の種類)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一から五まで (略)</p> <p>六 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和二十六年東京都条例第十 五号)第二条の規定により職員が署名した宣誓書</p> <p>七から十一まで (略)</p> <p>第四条から第十条まで (略)</p>



会計年度任用職員の人事記録に関する規則（平成二十七年東京都人事委員会規則第六号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条及び第二条（現行のとおり） （人事記録の種類）</p> <p>第三条（現行のとおり）</p> <p>一から五まで（現行のとおり）</p> <p>六 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十五号）第二条第二項の規定により任命権者がした別段の定めに基づき職員が提出した宣誓書</p> <p>七から十一まで（現行のとおり）</p> <p>第四条から第八条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条及び第二条（略） （人事記録の種類）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一から五まで（略）</p> <p>六 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十五号）第二条第二項の規定により任命権者がした別段の定めに基づき職員が署名した宣誓書</p> <p>七から十一まで（略）</p> <p>第四条から第八条まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第五条まで（現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>1（現行のとおり） （防疫等業務手当に関する措置）</p> <p>2 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和三年東京都条例第●●号）による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号。以下「改正後の条例」という。）附則第三項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第六条第二項の規定により規則で定める額は、別表3の項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一及び二（現行のとおり）</p> <p>三 福祉保健局又は病院経営本部に所属する歯科医師、臨床検査技師又は救急救命士が、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う業務であつて総務局長が指定するものに従事したとき。 日額 三千円</p> <p>（支給方法に関する措置）</p> <p>3 前項の場合において、改正後の条例第四十四条第二項に規定する人事委員会の承認を得て規則で定める場合は、第四条第二項第三号の規定にかかわらず、前項各号に掲げる場合とする。</p> <p>4及び5（現行のとおり）</p> <p>別表（第二条関係）（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第五条まで（略）</p> <p>附則</p> <p>1（略） （防疫等業務手当に関する措置）</p> <p>2 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和三年東京都条例第五十号）による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号。以下「改正後の条例」という。）附則第三項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第六条第二項の規定により規則で定める額は、別表3の部(1)の項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一及び二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（支給方法に関する措置）</p> <p>3 前項の場合において、改正後の条例第四十四条第二項に規定する人事委員会の承認を得て規則で定める場合は、第四条第二項第三号の規定にかかわらず、前項第一号及び第二号に掲げる場合とする。</p> <p>4及び5（略）</p> <p>別表（第二条関係）（略）</p>

改正案

現行

第一条から第五条まで  
別表（第一条関係）  
（現行のとおり）

第一条から第五条まで  
別表（第一条関係）  
（略）

14から 24まで	13	12 1から 12まで	番号 手当	種類	支給範囲	手当額	摘要	
（現行のとおり）	特別救助 手当	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（1） （現行のとおり）  （2） 災害対策基本法第六十条 又は第六十三条、大規模地 震対策特別措置法（昭和五 十三年法律第七十三号）第 二十六条その他の法令の規 定に基づき、避難指示、立 入禁止、退去命令等の措置 がなされた区域内における 被災者の救難、救助、警戒 警備その他の警察活動に従 事した職員  （3） （現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	
								（現行のとおり）
								（現行のとおり）
								（現行のとおり）

14から 24まで	13	12 1から 12まで	番号 手当	種類	支給範囲	手当額	摘要	
（略）	特別救助 手当	（略）	（略）	（略）	（1） （略）  （2） 災害対策基本法第六十条 又は第六十三条、大規模地 震対策特別措置法（昭和五 十三年法律第七十三号）第 二十六条その他の法令の規 定に基づき、避難勧告、避 難指示、立入禁止、退去命 令等の措置がなされた区域 内における被災者の救難、 救助、警戒警備その他の警 察活動に従事した職員  （3） （略）	（略）	（略）	
								（略）
								（略）
								（略）

改正案

現行

第一条から第四条まで（現行のとおり）  
別表（第二条関係）

第一条から第四条まで（略）  
別表（第二条関係）

手当 番号	種類	支給 範囲	手当額	摘要
1から 4まで	（現行 のとお り）	（現行のとおり）	（現行 のとお り）	（現行 のとお り）
5	救出救 助手当	(1)から(5)まで（現行のとおり） (6) 災害対策基本法第六十条、第 六十一条又は第六十三条、大規 模地震対策特別措置法（昭和五 十三年法律第七十三号）第二十 六条その他の法令の規定に基 づき、避難指示、立入禁止、退 去命令等の措置がなされた区 域内における活動に従事した 職員	（現行 のとお り）	（現行 のとお り）
6から 17まで	（現行 のとお り）	（現行のとおり）	（現行 のとお り）	（現行 のとお り）

手当 番号	種類	支給 範囲	手当額	摘要
1から 4まで	（略）	（略）	（略）	（略）
5	救出救 助手当	(1)から(5)まで（略） (6) 災害対策基本法第六十条、第 六十一条又は第六十三条、大規 模地震対策特別措置法（昭和五 十三年法律第七十三号）第二十 六条その他の法令の規定に基 づき、避難勧告、避難指示、立入 禁止、退去命令等の措置がなさ れた区域内における活動に従事 した職員	（略）	（略）
6から 17まで	（略）	（略）	（略）	（略）